平成２９年（フ）第２７０号
福岡県久留米市東町402番地２　ロマネスク東町905号、前住所福岡県久留米市通町106番地９　１Ｆ
破産者　荒川　充雅
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第２１６号
埼玉県鴻巣市小松１丁目５番27号
破産者　對馬　優子
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２３５号
さいたま市南区曲本４丁目４番16号　アンシャンテ101
破産者　杉山　真希（旧姓田村）
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４６２号
大阪府泉南郡岬町深日1063番地
破産者　松尾　里美
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第４１号
鳥取県鳥取市鹿野町今市407番地62、旧住所鳥取県気高郡鹿野町大字鹿野2406番地３
破産者　平野　保子
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７７０号
広島市中区富士見町４番28―301号
破産者　若松　　守
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６２号
大分市王子中町６番４号
破産者　田中　秀子
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１号
秋田県横手市根岸町４番25号
破産者　蓮沼　　徹
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第２６９号
埼玉県深谷市上野台225番地１　シティパレス深谷７－２－209号、旧住所千葉県船橋市西船７丁目５番46―201号
破産者　飯野　瑞紀
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３１０号
埼玉県深谷市人見489番地３
破産者　荒木　　武
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３１２号
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜914番地12
破産者　大久保里美（旧姓高野）
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第４８号
埼玉県熊谷市玉井３丁目44番地１　コーポフェニックス３―201
破産者　須田美恵子
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１９５号
名古屋市西区中沼町165番地　Ｂ棟
破産者　鈴木　真介
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７４号
神戸市中央区日暮通１丁目２番１号　Ｍ，Ｆハイツ春日野502号室、住民票上の住所大阪府阪南市桃の木台４丁目９番地の５
破産者　中本　美穂
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４号
兵庫県豊岡市出石町町分251番地
破産者　荒田　芳子
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第２４７号
奈良市芝辻町２丁目11―16　圭真ビル402号、住民票上の住所奈良市四条大路５丁目１番５号
破産者　あまね宝飾ラボこと　塩谷　直久
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第９０８号
広島市安佐北区亀山５丁目24番29―102号
破産者　山本　智子（旧姓高松）
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１０号
大分県臼杵市大字臼杵72番地の55
破産者　宇都宮拙夫
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第８１号
大分市大字奥田500番地の１（カーサＳＨＩＮ207）
破産者　風間　隆司
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係